

	組合員保険料・負担金		掛 金				負 担 金					備 考	
	厚生年金保険	退職等年金	短期	短期 ※ (後期高齢者)	介護	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	短期	短期 ※ (後期高齢者)	介護		
標準報酬月額・標準期末手当等	一般組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 + 1.41)			40.9 育児休業等期間中 40.9	7.5	0.099 育児休業等期間中 0.099	48.11 (46.6 + 1.41 + 0.1) 育児休業等期間中 0.1		【経長】 ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.099 【厚年】 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 40.9 【短期】(保険診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.1 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.41 【最低限度額】 標準報酬月額 長期 88,000円 短期 58,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む 【最高限度額】 標準報酬月額 長期 650,000円 短期 1,390,000円 標準期末手当等 長期 1,500,000円 短期 5,730,000円 ※長期には厚生年金保険・退職等年金・経過 的長期を含む ※標準期末手当等の短期については、年度累 計額の上限 【経長】・・・経過の長期 【厚年】・・・厚生年金保険	
	短期組合員									4.17 (4.07 + 0.1)			
	船員組合員			46.05 (44.64 + 1.41)			40.9 育児休業等期間中 40.9			50.07 (48.56 + 1.41 + 0.1) 育児休業等期間中 0.1			
	特別職組合員								48.11 (46.6 + 1.41 + 0.1)				
	組合役員												
	組合職員												
	地方独立行政法人 役員組合員	183.0 内、組合員保険料率 91.5	7.5	48.01 (46.6 + 1.41)	4.07	8.00		7.5	0.099 育児休業等期間中 0.099	48.01 (46.6 + 1.41)	4.07		
	一般組合員												
	派遣職員						(都)40.9			48.01 (46.6 + 1.41) (都)0.1 育児休業等期間中 (都)0.1	4.07		
	職員団体専従									48.01 (46.6 + 1.41) (都)0.1	(都)0.1		
任意継続組合員			93.2		16.0						平均標準報酬月額 410,000円		

◎追加費用負担金率(対標準報酬月額)・・・義務(厚生年金分)24.7/1,000(経過の長期給付分)2.2/1,000、非義務(厚生年金分)15.9/1,000(経過の長期給付分)1.6/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における免除対象・・・保険料(掛金)、負担金(保険料(掛金)と同率)(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(区立幼稚園教職員、地方独立行政法人教職員の一般組合員)・・・年額 6,340円 月単位 528.33円

◎子ども・子育て拠出金(対標準報酬月額・対標準期末手当等)・・・3.6/1,000 ※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎70歳以上の組合員・・・厚生年金保険組合員保険料・負担金(基礎年金拠出金に係る公的負担含む)、子ども・子育て拠出金は納付不要

※後期高齢者医療制度の被保険者である組合員